

子育て世代向けPRウェブサイト記事作成等業務委託  
受託候補者特定に係る実施要領

**(趣旨)**

第1条 こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、子育て世代向けPRウェブサイト記事作成等業務委託をプロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

**(実施の公表)**

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の目的・内容等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 「子育て世代向けPRウェブサイト記事作成等業務委託に係るプロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

**(提案書の内容)**

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 法人の経営状況・主な活動内容
- (2) 業務実施体制
- (3) 提案内容
- (4) その他当該業務に必要な事項

**(評価)**

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績、実施体制等
- (2) 理解度、業務実施方針の妥当性・実現性等
- (3) 提案内容の妥当性・実現性等
- (4) 実施手法の妥当性
- (5) 企業としての取組
- (6) その他の追加提案

2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 評価点について最上位の者が2者以上となった場合は、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。

5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

**(評価委員会)**

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

- |      |                     |
|------|---------------------|
| 委員長  | こども青少年局保育・教育支援課長    |
| 副委員長 | こども青少年局こども家庭課長      |
| 委員   | こども青少年局総務部担当部長      |
| 委員   | こども青少年局企画調整課担当課長    |
| 委員   | こども青少年局放課後児童育成課長    |
| 委員   | 政策経営局広報戦略・プロモーション課長 |

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の6分の5の出席をもって成立する。

5 委員長は、評価結果をこども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

**附 則**

この要領は、令和6年5月10日から施行する。